

総務常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	担当課
1	環境省森里川海プロジェクトモデル事業を活用した市民活動の活性化について	環境政策課
2	小田原市再生可能エネルギーの利用促進に向けた今後の施策について	エネルギー政策推進課

平成29年1月31日

資料1

環境省森里川海プロジェクトモデル事業を活用した市民活動の活性化について

1 環境省森里川海プロジェクトモデル事業について

環境省では、森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すことを目的として、平成26年度より「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを進めている。

今年度は、公募により選ばれた全国10箇所の地域において、各地域における森里川海の保全・活用に係る取組（※）への支援とその効果の測定・課題の抽出をするための実証事業を実施することとしており、小田原市も実証地域の一つとして採択された（首都圏唯一）。

※ 対象事業は、①多様な主体によるプラットフォームづくり、②自立のための経済的な仕組みづくり、③人材育成

2 小田原市における事業内容と今後の事業展開について

（1）事業内容

環境省森里川海プロジェクトモデル事業を活用し、「小田原森里川海インキュベーション事業“寄気（よせぎ）”」として、小田原市・おだわら環境志民ネットワーク及び加盟団体・個人の活動を経済的に自立させるための仕組みや人材育成などについて、共同で研究する。この事業の実施により、人的、経済的におだわら環境志民ネットワークの体制の強化を図り、市内の団体・個人・企業による環境活動が持続的かつ発展的に行われるようしていく。

（2）具体的な取組

ア 小田原市は、共同研究を希望する大学からの提案を審査し、共同研究者となる大学を決定する（複数校を予定）。

市と共同研究者の大学は、文献・統計調査、ヒアリング・実地調査、ワークショップ等により提案内容を踏まえた研究を行う。

その際、小田原市及びおだわら環境志民ネットワークは研究対象として加盟団体・個人等の人材・フィールドを提供し、大学側は専門的な知見等を提供する。

イ 三者に加えて、アドバイザーとして地域企業・有識者等の協力を得て、研究成果を今後の具体的な共同事業へと発展させていく。

ウ 様々な団体や個人が寄木のように気持ちを寄せ合って共同体を形成しながら研究を進めることで、経済性のある活動を生み出しつつ、その過程でおだわら環境志民ネットワークの将来的な事務局の担い手の確保にも繋げていく。

(3) これまでの取組と今後の展開

昨年県内約70大学に対し、本事業への参加意向等についてアンケート調査を実施した。そのうちアンケート調査に対し、前向きな回答のあった10数校（学部）には詳細な説明を行い、共同研究への応募を呼びかけた。

また、応募に当たり本市の自然環境、地場産業、歴史・文化等について知見を深めてもらうことを目的とし、去る1月25日に希望する県内大学を対象に事前説明及び現地見学会を開催した。

【参加大学】神奈川工科大学、関東学院大学、星槎大学、東京工業大学、東京都市大学等

また、今後は、次のスケジュールにより公開シンポジウム及び共同研究を実施する大学の公募を行い、平成29年度、30年度に本格的な共同研究を実施する。

平成29年2月18日：公開シンポジウム（キックオフイベント）

「（仮称）小田原の豊かな森里川海で未来を拓く」

会場：お堀端コンベンションホール

内容：基調講演、パネルディスカッション等

2月下旬：共同研究を実施する大学の公募

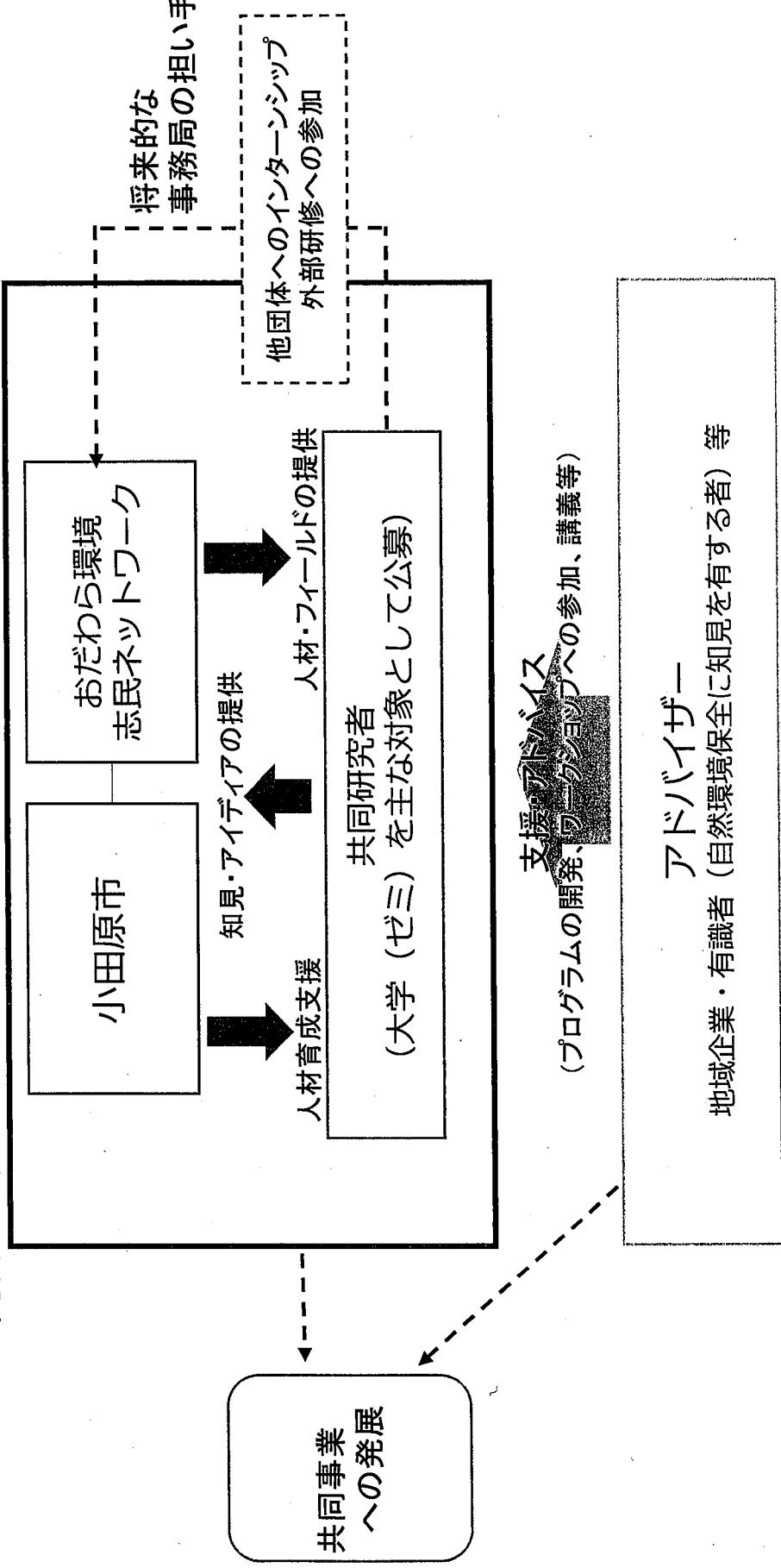
3月～4月：共同研究を実施する大学の選定、共同研究の開始

環境省森里川海プロジェクトモデル事業採択事業の概要

事業期間：平成28年度～30年度 事業名：小田原森里川海インキュベーション事業“寄せぎ”

<共同研究>

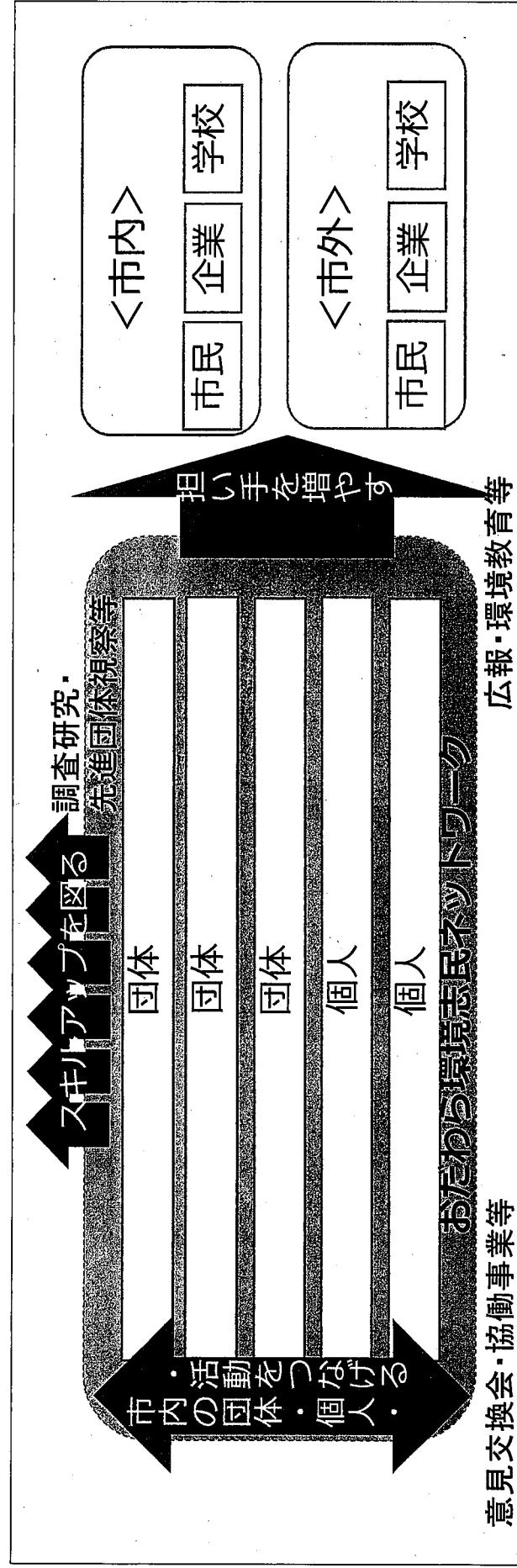
テーマ：ネットワーク及び加盟団体・個人の活動に経済性を持たせる仕組み
内容：文献・統計調査、ヒアリング・実地調査、ワークショップ等



おだわら環境志民ネットワークについて

活動の方向性へ「寄気」をキヤッチフレーズに、人・取組・森里川渓をつなげるへ

平成28年3月に、地域の森里川海に関わる団体・個人の連携・協働を支援し、市民活動の活性化を図るプラットフォームとして設立。活動現場の見学会や意見交換会を開催するとともにSNSを活用した情報発信等を行っている。



【団体(13)】

小田原市環境ボランティア協会、和留沢わくワーク村実行委員会、ブリの森づくりプロジェクト、小田原山盛の会、小田原森のなかも、日本野鳥の会・サシノプロジェクトチーム、美しい久野里山協議会、金次郎のふる里を守る会、曾我山応援隊、めだかサポートの会、あしがら冬みず田んぼの会、小田原箱根商工会議所

【企業(4)】

株式会社T-FORESTRY、有限会社小田原植木、FM小田原株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツ神奈川事務所
【個人(13)】
鈴木博晶、志村成則、石戸谷博範、瀬戸戸正功、田先啓、播磨信之、宗像弓子、飯田富佐江、金子和子、滝田叔蔵、富田茂雄
橋本正和、佐藤弘明

<事務局>：小田原市役所環境部環境政策課

小田原市再生可能エネルギーの利用促進に向けた今後の施策について

1 背景

(1) 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例等

平成26年4月に施行された小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（以下「条例」という。）は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本理念、再生可能エネルギー事業に対する支援及び市民参加型再生可能エネルギー事業の認定等を規定するとともに、国の政策等の状況変化を踏まえ、条例の施行後3年以内に検討を加え、必要に応じ見直し等の措置を行うこととしている。

また、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）においては、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件等について規定している。

(2) 国の政策等の動向

条例の施行後3年の間に、国においては長期エネルギー需給見通しやパリ協定を踏まえた地球温暖化対策計画が策定され、国全体における目標値や、需要地近接型のエネルギーである再生可能エネルギー熱の利用拡大を含め、地方公共団体の取り組むべき方向性が示された。

一方で、特に太陽光発電については、固定価格買取制度に基づく買取価格が継続的に下落し、税制においても需要地近接型電源としての特性を踏まえた自家消費型への支援にシフトするなど、本市の条例制定時に前提としていたエネルギーを取り巻く国の政策等の状況は大きく変化した。

こうした状況を踏まえ、今般、条例の附則に規定された検討条項に基づき、国の施策等の動向を反映し、条例及び規則の見直しを行うものである。

2 条例等改正の方向性

本市において太陽光発電は、技術的に成熟し市民及び事業者にとって比較的着手しやすく導入ポテンシャルの高い重要な需要地近接型の電源である。エネルギー計画に掲げた目標の達成のためには、系統に与える負荷を考慮しつつも、国の施策との相乗効果を図り、更なる導入を促進する必要がある。

加えて、再生可能エネルギー熱の利用拡大や自家消費型の再生可能エネルギー利用促進等の国の施策動向も反映しつつ、条例の理念に基づき、地域のエネルギー収支を改善し、地域経済循環の創出・最大化に貢献する取組を実施することで、市民参加の裾野を拡大するとともに、小田原市エネルギー計画に基づきエネルギーの地域自給に向けた取組を更に加速させていくこととする。

3 条例等改正の主な検討内容

項目	現行条例等	検討案	区分
再生可能エネルギー事業の定義	固定価格買取制度の認定発電設備を用いた発電事業	固定価格買取制度の認定発電設備を用いた発電事業のほか、 <u>再生可能エネルギー熱等を地域で利用する事業</u> を対象に拡大する。	条例
市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件	広く市民が参加して実施される事業	主に市民から構成され、地域貢献型事業を実施する団体を対象に追加する。	規則
	市民出資により資金を調達して再生可能エネルギー事業を行う事業者によって実施される事業	事業者の資金調達の手法について、市民出資に加え、 <u>市民からの寄付や市民向け債券の発行による資金調達についても対象とする。</u>	規則
	地域の経済の活性化に資する事業	材料及び工事発注に加え、 <u>設備の維持管理等を市内事業者に発注する事業も対象とする。</u>	規則

4 期待される効果

本市では、これまで再生可能エネルギー事業に対して再生可能エネルギー事業奨励金を交付して設備導入初期の負担軽減を図っているところ、本改正により再生可能エネルギー事業の定義が拡大することで、発電に加え再生可能エネルギー熱の利用などへの支援が可能になる。

また、再生可能エネルギー事業の実施体制や多様な資金調達手法を反映し、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件を明確にすることで、事業者の予見性を高め、地域経済の活性化・地域経済の好循環につながる、より多様な再生可能エネルギー事業モデルの認定、支援が可能になる。

5 スケジュール

<平成29年>

1月4日	環境審議会に諮問
2月10日～3月13日	パブリックコメントの実施
3月下旬	パブリックコメントの結果のとりまとめ
4月中旬	環境審議会からの答申（予定）
6月上旬	小田原市議会6月定例会に「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の一部改正条例」について議案を上程予定

